

## 司法改革の契機

初めて民情首席秘書官に就任した二〇〇三年に始まった司法改革は、民情首席に復帰した二〇〇五年の時点でもいまだ現在進行形で、民情首席室にとっては最大の懸案だった。参与政府は着実に政策を準備し、大部分は立法化に成功していた。それを通じて韓国の司法制度は大幅に発展した。文民政府（金泳三政権）や国民の政府（金大中政権）もそれぞれ多くの努力を傾けたが、未完のまま終わってしまった。もちろん私たちにも途中で終わった部分はあった。軍の司法制度改革は、方向性までは示したが時間切れで立法化できなかった。大法院（最高裁）の「政策裁判所化」については意見を集約することもできなかった。いつか同じ方向を目指す政府ができれば、参与政府が提案したところからまた始めればいいだけのことだ。司法制度に関する改革なので、普通の人々が肌で感じる問題ではないかもしれない。しかし法律家の私にとっては、司法改革を管掌し、成功させたことは非常にやりがいのある体験だった。

司法改革は大法院と連携して進めるべきことで、政府が単独で推進するのは難しい。それで大統領選挙の公約にも含めず、引継委員会の国政改革課題としても選定しなかった。司法改革はある意味では偶然のきっかけで始まった。これから述べるその偶然のきっかけは、もちろん、ダイナミックな歴史の動きがつくりだしたものだ。参与政府の革新性が各所に呼び起こした期待が改革へとつなが

ったということもできる。

二〇〇三年八月、大法官(最高裁判事)の候補者推薦をめぐる騒動が起き、青瓦台と大法院は相当に困難な状況に追い込まれた。当時、法曹界の内外で、大法官や憲法裁判官を選ぶ場合にも、人権、女性、マイノリティの権利擁護など、社会の多様性を考慮すべきだという世論が高まっていた。若手の裁判官たちのあいだでも、年功序列ではなく、改革と変化にむけ多様性の精神を人事に反映させるべきだという声が高まっていた。それは大統領がつねに強調していた方向でもあった。大法院長(最高裁長官)が新たな大法官の人選作業に入った際に、私は大統領の意向を大法院側に伝えた。人権、女性、マイノリティの権利擁護など、どの分野でも構わないので、多様性を目指す方向で候補者を推薦してほしいというのが大統領の意向だった。ところが大法院側は別の筋の話聞いて大統領の意向を誤解したのか、それまでと同じ年功序列のやり方で候補者を推薦してきた。推薦された候補者も伝統的な基準からすれば非常に優秀な人物だったが、時代が多様性を求めていたために大きな反発が起きた。推薦会議に出席していた康錦実法務部長官と大韓弁護士協会の朴在承会長は反発して席を立った。在野の法曹関係者はいうまでもなく、若手の判事たちも問題提起をした。改革的で人望の厚かったソウル中央地裁の朴時煥部長判事は辞表を出した。一部の若手判事たちは大法官の推薦手続に反発してインターネットで連判状を回すなど、集団的な意思表示に打って出た。

現実問題として、大法院長という立場で推薦を安易に撤回するわけにはいかなかった。かといって多様性の精神が反映されていない推薦を大統領がそのまま承認するわけにもいかなかった。もし大統領が拒否すれば、裁判所は未曾有の事態に直面して激震に見舞われるだろう。まさに進退両難の状況のなかで、尹錫前大法院長が仲裁に立って、裁判所側と話し合った解決策を私に提示してきた。「大

統領が不服であっても今回推薦された候補者を承認してくれるならば、第一に、大法院が先頭に立って青瓦台とともに司法改革を推進する。第二に、大法院長に推薦権がある次回の憲法裁判官と大法官の推薦においては、多様性という基準によって候補者を推薦する。そして全国判事会議を招集して意見を集約し、次の憲法裁判官と大法官を多様性重視の基準で選ぶことを公開の場で約束する」という内容だった。裁判所側の意志を確認してこの解決策を受け入れた。

韓国初の女性憲法裁判官と女性大法官はこうして誕生した。その後も大法官と憲法裁判官の多様な構成にむけた努力は弛まず続き、参与政府の任期中に大きく前進した。ハンナラ党の政治的な反対で挫折してしまっただが、初の女性憲法裁判所長の候補者を出すところまで進めることができた。

一方で、二〇〇三年一〇月には何回かの事前協議を経て大法院と青瓦台が合同で「司法改革委員会」をつくり、司法改革の「大長征」がスタートした。委員長は趙準熙チョジュニ弁護士が引き受けてくれた。そこでの議論を経てやはり大法院と青瓦台は合同で「司法改革推進委員会」をつくって、立法化に向けて作業を進めた。韓勝憲ハンスンホン弁護士が委員長を引き受けた。